



富士税務署・富士宮商工会議所共催

# 消費税軽減税率制度等説明会

～ 概要と留意点を押さえて、移行準備を整えよう ～

2019年10月より、消費税及び地方消費税の税率が

8% から 10% に引き上げられます。

但し、国民生活への影響を考慮し、生活に密接な関わりのある食料品及び新聞は、軽減税率制度が適用され、8%の取扱となります。

この度富士税務署では、軽減税率制度導入に伴い、広く制度の理解と円滑な移行手続を推進するために、下記の日程で説明会を開催します。



## ■開催日時

- 【第1回】2019年4月24日（水）14：00～15：30
- 【第2回】2019年5月17日（金）10：00～11：30
- 【第3回】2019年6月11日（火）14：00～15：30
- 【第4回】2019年7月23日（火）10：00～11：30
- 【第5回】2019年8月22日（木）14：00～15：30
- 【第6回】2019年9月11日（水）10：00～11：30

※全日内容は同じですので、ご都合に合わせて参加ください。

※全日定員は40名で、事前のご予約は不要です。但し、当日定員になり次第締め切りとさせていただきます。

## ■内容

- ①消費税軽減税率制度について（概要）
- ②消費税増税への事前準備について
- ③消費税増税に伴う国の補助金政策について

## ■会場

富士宮商工会議所2階大会議室（富士宮市豊町18—5）

※駐車場には限りがございます。満車時は臨時駐車場（旧商工会議所跡地）へお回りください。

## ■対象者

法人・個人事業所の別は問いません。どなたでもご参加いただけます。

### 《本説明会の問合せ先》

富士税務署法人課税部門（富士市本市場297-1） ☎ 0545-61-2460

※最初に音声ガイダンスが流れますので、『2』を押して担当窓口へお問合せください。